

知財高裁大合議判決とそれに関連する下級審判決を追う！

～新たな法規範に対する実務への対応を考える～

2012年10月16日(火) 13:30~16:45 中之島インテス 10階会議室

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2005年、知財訴訟事件の集中的且つ統一的な審理を目的として知財高裁が設立されました。知財高裁は、1部～4部で構成されていますが、それとは別に特別部と呼ばれる1部～4部の中から選ばれた裁判官が審理する部門が存在します。いわゆる大合議です。大合議は知財事件の中でも我が国の産業経済や企業の経済活動に重大な影響を与える事件を取り上げ、高裁レベルでの事実上の統一判断を行うことを目的としています。知財高裁が設立されて以来、6つの事件が大合議で審理されており(そのうち一つは取り下げ)、その後の知財高裁判決及び下級審判決に大きい影響を与えております。したがって、大合議判決を分析することは、有効な知財の権利化及び権利行使を検討する上で、重要な意義があります。

本セミナーでは、これまでの5つの知財高裁大合議判決を概説します。そして、その後の下級審判決で大合議判決がどのように反映されているかを解説し、実務への対応を検討していきます。また、大合議判決に関連するテーマの裁判例も取り上げます。皆さまのご参加を、心よりお待ち申し上げます。

謹白

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2012年10月16日(火) / 2012年10月10日申込締切

【セミナー申込方法】

別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛に FAX にてご返信ください。

弊所の受信に代えて、受付完了といたします。参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入のうえあわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。**但し、定員超過に至ったとき、あるいは弊所事情により、お断りする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。**

【会場案内】

セミナー会場：中之島インテス 10階 101 会議室 (定員 120 名)

【アクセス】

- ・京阪中之島線「中之島駅」から徒歩約3分
- ・地下鉄中央線又は千日前線「阿波座駅」から徒歩約10分(下記 URL をご参照下さい)

<http://www.lexia-ip.jp/access.html>

【参加料】 無料(企業の知財関係者対象)

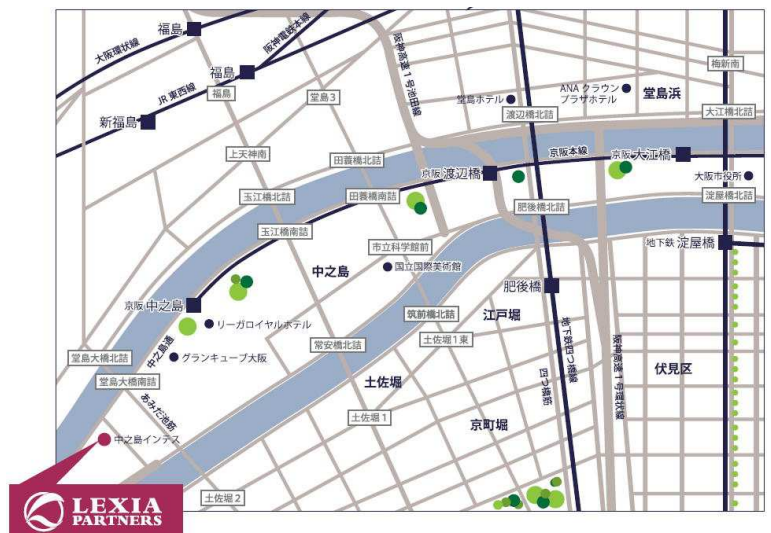
【お問合せ】

レクシア特許法律事務所

TEL : 06-6448-7777 FAX : 06-6448-7766

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40

中之島インテス 21 階



知財高裁大合議判決とそれに関連する下級審判決を追う！

～新たな法規範に対する実務への対応を考える～

2012年10月16日(火) 13:30～16:45 中之島インテス10階会議室

講師：レクシア特許法律事務所 弁理士 田中順也、弁護士・弁理士 山田威一郎、
弁理士 立花顕治、弁理士 山下未知子

本セミナーでは、レクシアの弁理士・弁護士が、以下の大合議判決を概説するとともに、各テーマに関連する裁判例を取り上げ、知財関係者が知っておくべき近時の実務動向について解説いたします。

	事件名	事件番号	主要テーマ	担当
1	一太郎事件	平成17年(ネ)第10040号	間接侵害	山下
2	ソルダーレジスト事件	平成18年(行ケ)第10563号	補正の新規事項要件	立花
3	偏光フィルム事件	平成17年(行ケ)第10042号	サポート要件	田中
4	インクカートリッジ事件	平成17年(ネ)第10021号	特許権の消尽	山田
5	プラバスタチンNa事件	平成22年(ネ)第10043号	プロダクト・バイ・プロセス・クレーム	田中

■ブレイク (15:00-15:15)

このままFAXにてご返信ください

レクシア特許法律事務所 行き

FAX: 06-6448-7766

< 「知財高裁大合議判決とそれに関連する下級審を追う！」 参加申込書 >

会社名		紹介者	《ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい》
住所	〒		
TEL		FAX	
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]